

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会

電波監視作業班（第7回） 議事概要

1. 日時

令和7年12月25日（木）13:00～13:58

2. 場所

WEB 会議での開催

3. 議題

- （1）作業班中間とりまとめ案について
- （2）その他

4. 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】 菊間主任（名古屋工業大学）、田久主任代理（信州大学）、加藤構成員（一般財団法人電波技術協会）、佐野構成員（一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター）、鈴木構成員（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）、永井構成員（光和総合法律事務所）、橋本構成員（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）、山本構成員（国立研究開発法人情報通信研究機構）

5. 配布資料

資料監視作7-1 電波監視体制の今後の方向性（案）

参考資料監視作7-1 電波監視作業班（第6回）議事概要

参考資料監視作7-2 電波監視作業班運営方針

6. 議事概要

（1）電波監視体制の今後の方向性

事務局より、資料監視作7-1に基づき、説明が行われた。資料監視作7-1の2ページで定義された柱1「電波監視の基本体制の強化」に関する質疑は以下のとおり。

田久主任代理：資料監視作7-1の5ページについて、ドローンを用いた電波監視設備の導入について、単にドローンを導入するだけでなく、操作や航空法との調整等を含めた、総合的な議論が行われるのか。

- 事務局 : 然り。設備を購入するだけでは電波監視の体制構築としては不十分である。操作の習熟や航空法などの運用に関する具体的な調整についても検討していきたいと考えている。
- 田久主任代理 : 購入しただけで終わらないように、しっかり議論を進めてほしい。
- 山本構成員 : 資料監視作 7-1 の 6 ページの固定電波監視施設に関して、都市部が中心に設置されているとのことだが、電波監視が必要な場所に重点的に配備するという趣旨の記述である理解でよろしいか。
- 事務局 : 高周波数帯は伝搬距離が短いといった問題があるため、都市部に設置するというよりは移動監視で高周波数に対応し、低周波数帯は低周波に特化した設備を重点的に配備するという方針である。

資料監視作 7-1 の 2 ページで定義された柱 2 「革新的な無線システムへの早期対応」に関する質疑は以下のとおり。

- 田久主任代理 : 資料監視作 7-1 の 15 ページに関して、過去、監視技術の開発は進められてきた。また今後も、様々な周波数が用いられることにより、技術の高度化が非常に重要になると思う。信号処理や検波システムの方式検討、さらにはドローンや AI の活用、DX など幅広い技術が対象となる。特に検波システムを強調して検討いただけないか。複雑化していく電波環境への対応としてよりクリアになるのではないかと考えている。
- 事務局 : 意見を踏まえ、記載内容を調整したいと思う。説明が不足しており申し訳ないが、上の部分はハードの観点で書いており、下の部分はソフトの観点で書いている。そういった意図がわかりやすくなるように、もう少し機能向上の面について強調した書き方にしたいと考えている。
- 田久主任代理 : 下の部分の記述は研究面の記述がやや弱いため、そういった面も含めて検討してほしい。
- 事務局 : 記載内容について、ご指摘の修正を行いたい。
- 橋本構成員 : メガコンステレーションや HAPS の干渉については、実際に試してみないと分からないことが多く、このような監視を進めてもらえるのはありがたい。また、資料監視作 7-1 の 13 ページに記載されている空からの監視について、JAXA で取り組んでいる内容であり、取り上げていただいた点を評価するとともに、記載内容を支持する。
- 菊間主任 : 資料監視作 7-1 の 15 ページに関して、電波監視に特化した研究はあまり広く行われておらず、関連する研究発表もほとんどないことは残念と思っていた。大学は特に電波監視の課題を十分に理解していない現状を踏まえ、広く問題意識を持ってもらうため、研究機関との意見交換や情報交換が必要である旨、付け加えさせていただく。

資料監視作 7-1 の 2 ページで定義された柱 3 「基準不適合機器への対応強化」に関する質疑は以下のとおり。

- 田久主任代理 : 冒頭の概要ではインバウンドについて触れられているが、具体的な記載内容は日本に居住している方々への対応が中心となっている。インバウンドに関するトピックはあまり記載されていないように見受けられるが、海外からの来訪者への対応に関しても周知啓発活動に含まれるという解釈でよいか。
- 事務局 : 趣旨としてはその理解で問題ない。インバウンド対応も強化の対象である。指摘を踏まえ、記載内容を調整したい。
- 永井構成員 : 資料監視作 7-1 の 19 ページに関して、前回の合同作業班で、認証作業班の猿渡構成員より、EC モール事業者への規制強化が海外事業者への規制が及ばない点や国内事業者に不利益に働く可能性について、懸念する旨の指摘があった。これは重要な指摘と考えるので、本作業班でもその点を意識して記載してほしい。
- 事務局 : 中間とりまとめとしては現行の方向性で進め、引き続き内容の調整を行いたい。
- 佐野構成員 : EC モール運営者に対して電波法に関する周知・啓発を行うべきである。資料監視作 7-1 の 19 ページに記載のある総務省との連携の一環として、混信を与える機器の販売防止を含めた情報提供も含んでいるといった理解でよいか。
- 事務局 : EC モール事業者に対して改めて必要な対応や情報提供を行っていく。
- 佐野構成員 : 大手 EC モールは電波法を理解しているが、小規模事業者は知識が不足した状態で違法機器を販売しているケースが見受けられるため、そうした事業者への働きかけが重要である。
- 加藤構成員 : 前回の作業班でも指摘したが、技適マークに関する問題について、複数の機能を持つ機器の場合、一部の機能が技術基準に適合していないケースが見られる。具体例として、車内でスマートフォンから FM ラジオへ音楽を送信するためのモバイルトランスミッターの事例があり、Bluetooth 機能には技適マークが付いている一方、FM 送信部分は本来、微弱無線局としての要件を満たす必要があるにもかかわらず、適合していない場合があるという事例があり、このような製品は、技適マークがあることで利用者が適法と誤認し、購入してしまう恐れがある。

(2) その他

事務局より、追加意見がある場合は、1月7日(水)までに事務局までメールで提出す

ること、本日の意見も含めて電波有効利用委員会で中間とりまとめとして報告すること、
次回の作業班会合は、詳細が決まり次第改めて案内することについて連絡があった。